時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木高等学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが５件あった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 事実発生時期 | 延べ件数 |
| Ａ | 令和３年６月 | １件 |
| 令和３年７月 | １件 |
| 令和３年11月 | １件 |
| 令和３年12月 | ２件 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を行った上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底した。今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適切な服務管理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年５月30日）